

**質 疑 回 答 書**  
(参加表明に係る質疑)

質疑 No.		区分	質疑事項	回答
1	プロポーザル 募集要項	スケジュール	P.4の3(1)オのスケジュール表では参加表明書の提出期間が2/18(金)までとあり、P.12の6(2)では2/17(木)までとあります。どちらが正ですか。	参加表明書の提出期間は「平成27年2月13日(金)午前8時30分から平成27年2月18日(水)午後5時まで(休日等を除く。)」とします。
2	プロポーザル 募集要項	参加表明書	様式1-2のみ裏面にグループ応募の場合の記載がありますが、該当しない場合は裏面無しで宜しいですか。また、様式1-1を使用する場合でもグループ応募に該当する場合は裏面記載して宜しいですか。	様式1-2は、特定建設企業体で参加表明する場合のみに使用し、その際、グループ応募とする場合にのみ、裏面に協力会社を記入して下さい。 様式1-1は単独企業でグループ応募を行わない場合に使用して下さい。 単独企業でグループ応募を行なう場合は、様式1-3を使用して下さい。
3	プロポーザル 募集要項	VE提案	P.13の7(2)エにて「(様式4-1)に、VE提案の適否確認事項を記載し」とありますが、適否確認事項とはどれのことでしょうか。	P.13 7(2)エについて、以下のように修正します。  エ 体裁及び書式 様式集のVE提案対話希望申請書(様式4-1)に、VE提案一覧(様式4-2)及びその説明資料をステープル留めにて別綴じとして提出する。
4	プロポーザル 募集要項	VE提案	P.14の7(4)にて「すべての対話の結果は、(略)下記記載の本市のウェブサイトに掲載する」とあります。適と判断した内容についてはノウハウの他に着目点なども考慮頂き提案書提出前の公開は極力、他の事業者に分からないよう限定いただきたく宜しくお願いいたします。	様式4-2の「対話結果の公表可否」の記入欄に、ノウハウや着目点を他の提案者に知らしめたくないものについては、「×」を記入してください。採用を適とした際の公開において、配慮します。
5	プロポーザル 募集要項	VE提案	P.14の7(4)にて「すべての対話の結果は、(略)下記記載の本市のウェブサイトに掲載する」とあります。提案し適と判断された内容が、提案していない他の事業者も対応できるとなると提案者にとってはメリットがない為、公開された場合も各社が対話までに提案していない内容については変更不可という認識で宜しいでしょうか。	対話を行なわなかったVE提案については、適否を判定しないこととしています。
6	プロポーザル 募集要項	技術提案	P.14の8(2)イ(イ)にて「技術提案内容については、契約後、発注者との協議により、採用されないこともある」とあります。これは事前に適と判断され応札額に反映したVE提案については、技術的または法令上の過失があった場合以外は原則ないという認識で宜しいでしょうか。また、前述のVE提案を施工者の責にならない理由で採用しない場合は増額の可能性もあるという認識で宜しいでしょうか。	契約後、VE提案が採用されない理由として、提案された内容が、実際には要求される品質や提示されたコストダウンの額を満たさない等が想定されます。 また、発注者の責により、VE提案の採用を取り止める場合においても、他のVE提案を示す等、事業費の増額の抑制に努めることとしています。
7	要求水準書	VE提案	要求水準書P11, 12記載の各参加者提案のVE案については、各参加者の案についてその採否が公表されるのでしょうか。	対話において市が適としたVE提案のうち、個別の提案者のノウハウ等に係るものは公表しません。その判断においては、No.4の回答をご覧ください。

質疑 No.		区分	質疑事項	回答
8	ポッド-ザル 募集要項	V E 提案	V E 対話にて提出・協議していないV E 案を技術提案書に記載して宜しいですか。	対話を行っていないVE提案については、評価時に適否の判定を行わないため、契約後、市がその提案を採用しない場合に生じる事業費の増額については、受注者の負担となります。 また、対話時に市が採用を否とした提案を提案価格に反映させた場合も同様とします。
9	ポッド-ザル 募集要項	参加資格	平成26・27年度市原市入札参加資格名簿には登録されていますが、名簿登載通知を頂いておりません。証書等の添付は不要として宜しいでしょうか。	市原市入札参加資格名簿による参加資格の確認は事務局で行いますので、確認に要する書類の提出は不要です。
10	ポッド-ザル 募集要項	参加資格	施工実績として庁舎等（免震構造）がコリズ登録されていますので、添付図書等は不要として宜しいでしょうか。	コリズ登録が確認できる、竣工登録工事カルテ受領書等の写しを添付して下さい。
11	ポッド-ザル 募集要項	参加資格	設計実績として庁舎または事務所が複合施設の場合、当該用途が4,000m <sup>2</sup> 以上を占めていることを示すための計算書等は必要でしょうか。	当該用途に供する部分を明示し、面積が確認できるようにして下さい。
12	ポッド-ザル 募集要項	参加資格	JVでの参加の場合の比率の規定がありませんが、参加者の自由意志との理解でよろしいでしょうか。	少なくとも、代表企業が最大比率である必要があります。
13	ポッド-ザル 募集要項		様式集の記載指示項目（グレーにハイライトされている部分）は提出用から削除して宜しいでしょうか。	いくつかの様式の記載欄に赤字で記入してある、記入例や注意書きについては、削除し、そこを記載するスペースとして使用してかまいません。
14	ポッド-ザル 募集要項		募集要項P7優先交渉権者の選定に際し厳封の見積書開封時における参加者の立会いは考えられていますか。	参加者の出席は評価要領P2優先交渉権者決定までの手順④のプレゼンテーション及びヒアリングまでとします。 その後の実績・体制・技術評価以降については、非公開とし、手順⑤における提案価格見積書の開封については、外部学識経験者4名を含む審査員全員で未開封を厳正に確認の上開封し、提案価格の確認後、適正に評価値を算定します。
15	要求水準書	工事監理業務	本件は、工事監理業務は第三者に委託予定でしょうか。	本業務の範囲外とします。
16	要求水準書	工事監理業務	監理業務は別途（業務範囲外）との理解でよろしいでしょうか。	No. 15と同じ
17	要求水準書	設計管理技術者	設計管理技術者は設計主任技術者と兼務可能という認識で宜しいでしょうか。	建築（総合）担当の設計主任技術者については、設計管理技術者との兼務を認めます。
18	要求水準書	設計主任技術者	設計主任技術者は、例えば電気設備と機械設備など各分野で兼務することなく、各分野ごとに計4名配置するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質疑No.		区分	質疑事項	回答
19	要求水準書		要求水準書では、防災庁舎本体を12月末までに竣工とあるが、工事計画編の工程表では、12月末までに外構を含めたすべてを完了させるように読み取れますが、要求水準書を正と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書に記載されたものが、最低限の条件です。
20	要求水準書		上記質疑《No. 19》で要求水準書を正とする場合、1月30日まで（外構工事完成まで）の間は、本体庁舎と周辺施設までの職員他関係者の通路の確保は不要と考えてよろしいでしょうか？必要な場合は具体的な仕様の提示をお願いします？	防災庁舎の利用者が安全に出入りをするための通路の確保が必要です。技術提案にも係るため、具体的な仕様の提示はできません。
21	要求水準書		統括代理人を現場代理人と別に専任した場合、現場常駐の必要はないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	要求水準書		統括代理人は、数名の候補者を提示してよろしいでしょうか？現場代理人、管理技術者も同様に考えてよろしいでしょうか？配置予定技術者の申請に対しては、人数制限はありますか。ある場合には、人数をお示し下さい。	技術提案書に記載する統括代理人、現場代理人、監理技術者は兼務する場合も含め、それぞれ1名として下さい。その他の設計業務、施工業務に携わる配置技術者についても、必要とされる各分野に1名として下さい。 なお、統括代理人については、原則として本業務完了まで変更は認められませんのでご注意ください。
23	要求水準書		統括代理人は現場代理人及び監理技術者を兼ねる事が出来るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書		建築担当者は1級施工管理技士の有資格者が条件ですが、1級建築士の有資格者ではあるが、1級施工管理技士の資格がない場合は担当者としての評価は如何になりますかご教示ください。	施工担当者であれば、要求水準書3(4)ウ(ウ)により、1級施工管理技士の資格を有することが必須条件となります。
25	要求水準書	別表1 (2)①3	設計主任技術者の配点基準にてア、「(略)における管理技術者としての実績を有する」とありますが、他項目とのバランスを考えると「主任技術者」の誤りではないでしょうか。構造、電気、機械担当では非常に厳しい基準となります。	ご指摘のとおり、主任技術者に訂正します。
26	評価要領	プレゼンテーション	様式7-1にて「プレゼンテーションの資料は本技術提案書添付資料のみとし、プロジェクター等により映写するものも同じものとする」とあります。プレゼンテーション用にパワーポイントなどで要約したもの、新たな追加画像などは不可であり、あくまで提出した内容の一部拡大程度が許容範囲という認識で宜しいです	お見込みのとおりです。
27	評価要領		市内企業への発注や市内調達の実施について具体的な想定金額の記載を求められていますが、提案記載金額と相違がある場合の違約金の計算式で「技術提案が履行できなかった場合の加算点」とは何ですか。計算式について説明をお願いします	市内企業への発注や、市内調達を行なった実際の金額を技術提案書に記載したと仮定した場合の評価点のことです。
28	評価要領		上記《No. 27》で、違約金の対象となる提案金額との相違についての許容範囲を具体的にご指示下さい。	金額に応じて計算されるものであり、許容範囲は設定していません。
29	評価要領		市内企業への発注や市内調達の実施について、実際の発注及び調達金額についてはどのように調査及び確認するのか、方法を具体的にお示しください。	提案された金額については、本市において客観的に確認できる資料の提出を求めます。



質疑No.		区分	質疑事項	回答
30	評価要領		参加資格では単独又は特別共同企業体とありますが、評価では特別共同企業体を採用する方が技術評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか	本プロポーザルにおいて特定共同企業体（JV）での参加は、代表会社を除き、市内本店を有することを条件としているため、JV組成による参加を、市内企業等との連携のひとつの取組と捉え、加算評価するものとしています。
31	評価要領		地域貢献においてJV 組成について加算評価とありますが、具体的な点数をお示しください。（JV 組成するだけで評価点が上がるとの理解ですか）	具体的な点数は、ありません。JV組成による参加を、市内企業等との連携のひとつの取組と捉え、加算評価するものとしています。
32	評価要領		上記《No. 31》は、JVの構成比率により評価基準掛け率が変わりますか、変わる場合は具体的にお示しください。	JV構成比率は評価には関係しません。
33	評価要領		技術者を数名提案した場合の評価は平均を評価値とするとありますが、別表1の評価は小数点以下も加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	小数点第2位を四捨五入して評価点とします。
34	評価要領		統括代理人を数名提案した場合の評価点は、平均点により評価されるとの事よろしいでしょうか。	提案は1名として下さい。
35	評価要領		統括代理人と現場代理人及び監理技術者をそれぞれ配置する場合と、統括代理人が兼ねる場合でも評価点には影響が無いとの理解でよろしいでしょうか。	統括代理人、現場代理人、監理技術者とも、それぞれ提案書に記載された方の、実績や資格に応じて評価します。 ただし、現場代理人、監理技術者を兼務として提案し、後ほど変更する場合は、評価点が当初よりも低くなる技術者との変更は認められません。
36	評価要領		標準点200点は参加者全員の基礎点として与えられるとの理解でよろしいでしょうか	評価値算定の際、技術提案書の提出者全員に標準点として付与されます。
37	評価要領		設計・施工実績（技術者）の証明で民間工事の場合は、打合せ議事録の捺印、図面の捺印、確認申請での記載、重要事項説明の記載等での証明できるものとしてよろしいでしょうか	例示されたものを参考にして客観的に判断します。
38	評価要領		実績体制評価項目で、免震構造の設計、施工に関しては、官公庁の庁舎、民間企業の事務所以外の用途でもよいとの理解でよろしいでしょうか	実績・体制評価項目の基準にあるイ4,000㎡以上の免震構造施設の建築工事には、官民用途の別を指定しません。
39	その他	共通	要求水準書等（募集要項、要求水準書、設計・施工仮契約書に添付する約款、その他資料、これらに関する質疑回答）における優先順位をお教え下さい。	各種書類間の優先順位は、作成日付の新しい順とします。 現時点では、質疑回答、契約書(案)、要求水準書及び募集要項、その他資料の順です。
40	その他	共通	上記質疑《No. 39》の回答にかかわらず、周辺工事・関連工事の調整は受注者が実施するということが宜しいでしょうか。（募集要項2頁(イ)、要求水準書16頁(9)と約款第2条で相違)	お見込みのとおりです。
41	その他	共通	上記質疑《No. 39》の回答にかかわらず、近隣（第三者）対応の費用負担については、約款第31条のとおりで宜しいでしょうか。（要求水準書33頁(13)にも近隣対策についての記載あり）	近隣対策費用については、約款第31条に定めるものを除き、要求水準書3(13)に定めるとおりとします。